

2016/7/28

稲敷警察署長 殿
茨城県警察本部殿
警察庁長官殿
国家公安委員会委員長殿

明らかな捨て猫を「愛護動物の遺棄」として

認めなかったことへの抗議文

私どもは、茨城県南を中心に犬猫たちの保護をしている NPO 法人で、CAPIN と申します。2008 年に設立し、本部はつくば市にあり、保護シェルターは土浦市と常総市にございます。小さくとも命ある犬猫が捨てられるたび、当会には電話やメール相談が市民から届き、日々、東奔西走して保護に動いております。

動物愛護法の第 44 条第 3 項には「愛護動物を遺棄した者は 100 万円以下の罰金に処する」とあります。しかし、これが現場の警察官にはあまり知られていません。動物愛護法での立件は滅多にないからです。2012 年の法改正では警察との連携が盛り込まれ、施行に際して警察庁から都道府県警察や警視庁にも通達が出されました。が、いざ犬猫が捨てられ、警官に相談しても、犯罪として扱っては下さらず、書類に残さないことがほとんどです。これでは捨て犬猫の抑止になりません。当会では、虐待や遺棄の通報をするときには、動物愛護法や過去の書類送検事例のコピーを持ち歩き、警官にそれを説明しながら、実際に動いて頂けるように働きかけをしています。

遺棄とは何か？保護されている場所からどこかに移動させて愛護動物の生命、身体を危険に晒すことです。あるいは、飼われている場所から飼育者が去り、愛護動物が置き去りにされることも遺棄とされます。この遺棄の解釈については、平成 26 年 12 月に環境省から出されました。しかし、この通知内容を引くまでもなく、明らかな遺棄事件に私たちは遭遇しました。

6 月 6 日夜、稲敷市の佐藤さんよりメール相談がございました。ある墓地の入口で、衰弱した成猫 2 匹が段ボールに入れられ捨てられていた、可哀想で家に入れたが、どうしたらよいかと当会に相談があったのです。猫の亡骸が入った箱も近くに捨てて

ありました。当初は、虐待されて亡くなったのではないかとのお話でしたが腐敗が進み真相はわかりません。時期的に、同じ人物が遺棄したものとの推察も可能です。

貴署の警察官を呼ぶと、捨て犬や捨て猫が犯罪であることはご存知なく、しばらく上司と電話で相談されたあと「2匹は野良猫かもしれず、必ずしも飼い猫とは言えないので、遺棄ではありません」と言い残して警官は帰られました。

病院に運ぶと、猫は致死率の高い伝染性パルボウイルスに感染していることがわかりました。すぐにセンターに知らせました。ウイルス洗浄液を渡し、地域拡散を防ぐためフォローしました。2匹は治療の甲斐もなくあっという間に亡くなり、2匹を自宅に入れた方の飼い猫たちも、毎日の点滴やタミフル治療も虚しく10匹が感染して次々に亡くなりました。保護したばかりの仔猫はあっという間でした。そして、383,470円の治療費が当会に残りました。

捨てられた方の家猫と、相談を受けた当会にはこれだけの損害がありましたが、遺棄をした犯人はわかりません。勝手に家に入れ、勝手に治療をしたと言われてしまいます。しかし、衰弱して捨てられている動物を放置できるものでしょうか。この日本の社会も成熟し、やがては、動物を命あるものであることに鑑み、これをみだりに苦しみ虐待をしてはならない、と法律を定めたのです。第44条で、捨て犬や捨て猫を犯罪として立法化したのです。せめて、動物愛護法に則って、今回の捨て猫を「愛護動物の遺棄」犯罪として、警察が適切に取り扱ってくださってくださらなかったか抗議いたします。

このままでは、捨てるが勝ちです。捨てられて苦しむのは動物であり、いつも丸投げをされるボランティアです。この国では、捨て犬猫に、だれも費用負担をせず、責任をとりません。社会全体が、犬猫の遺棄は犯罪であり、これは許されないことである、と捉えないと、いつまでも、人は身勝手に購入し、増やし、産まれたら捨てる、老いたら捨てる。遺棄はなくなりません。警察の「違法」「犯罪」の判断は、こうした遺棄の抑止になります。日本は法治国家ですが、法律があっても警察が動かないようではいけません。人と動物の共生、命へのやさしさを土台にする社会を目指して、今回のようなご判断が二度と再びなされませんよう、お願いを申し上げます。